

平成24年度 宗像地区事務組合「福岡都市圏筑後川流域交流推進（かっぱリング）事業」 事業者募集要項

1 趣旨

福岡都市圏広域行政事業組合が実施する「福岡都市圏筑後川流域交流推進（かっぱリング）事業」（以下「かっぱリング事業」という）は、福岡都市圏の4つの地域（福岡市を除く筑紫・粕屋・宗像・糸島の各地域）ごとに、文化・スポーツ・植樹などを通じて、福岡都市圏の水資源を支える筑後川の流城市町村（別表記載の市町村）の子どもたちと福岡都市圏の子どもたちとの交流を目的とした事業です。

平成24年度の事業実施にあたり、宗像地域（宗像市及び福津市）での「かっぱリング事業」を実施する団体（以下「事業者」という）を宗像市域・福津市域各1団体募集し、事業負担金を交付します。

2 事業者の要件

イベント、スポーツ大会、文化事業など福岡都市圏と筑後川流域の相互理解、協力を資する「かっぱリング事業」を宗像地域（宗像市及び福津市）で主体的に行い、かつ、以下の条件をすべて満たしている団体とします。

- (1) 宗像地域を中心に活動する団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。
- (3) 政治及び宗教活動を目的としない団体であること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

3 事業負担金の交付

「福岡都市圏筑後川流域交流推進（かっぱリング）事業負担金交付要綱」（以下「負担金交付要綱」という）に基づき、対象事業の実施に直接必要な経費で、原則として次の費目及び補助対象経費に対し、事業負担金（上限45万円）を交付します。なお、備品の購入は、原則として認められません。

費目	事業負担金交付対象経費の種類
1 報償費	講師等への謝礼等、調査・研究等に係る報償費等（事業者の構成員に対して支払うものを除く。）
2 旅費	公共交通機関を利用した場合の交通費等（経路、金額、人数、交通機関名が明確であるもの。）
3 需用費	消耗品費、印刷製本費、食材費等
4 役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
5 使用料及び賃借料	会場借上料、使用料、賃借料等
6 その他経費	その他福岡都市圏広域行政事業組合が適当と認める経費

4 応募期間・応募方法

- (1) 募集期間 平成23年11月1日(火)から12月28日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法 宗像地区事務組合総務課に持参又は郵送
- (3) 応募書類 「かっぱリング事業」応募書 一式

※ 応募書一式は、宗像地区事務組合ホームページ(<http://www.munakatajimu.or.jp/>)からダウンロードできます。

5 選考方法

- (1) 審査及び選考委員会

事業者の選考にあたり、かっぱリング事業事業者選考委員会(以下「選考委員会」という)を設置します。

選考委員会は、以下の審査基準に基づき応募書類を審査し、宗像地区事務組合が最終的に宗像市域で実施する事業者、福津市域で実施する事業者各1者を決定します。ただし、いずれかの市域で実施する事業者の応募がなかった場合は、もう一方の市域で実施する事業者を最大2者選考することとします。

審査基準	
1 交流度	筑後川流域市町村と宗像地域の子どもたちの交流事業となっているか。
	筑後川流域市町村と宗像地域それぞれどの程度の参加者が見込まれるか。
2 計画性	事業者が自立して取り組む事業内容となっているか。
	事業内容は充実しているか。無理はないか。
	地域的特性が活かされているか。
	予算・資金計画に無理はないか。
	安全対策は計られているか。
	雨天・荒天時等の対応策は十分か。
	水道を通じた交流事業であることを、参加者が意識できるか。
3 発展性	事業実施を機に交流の発展が期待できるか。
	事業実施により何らかの波及効果が期待できるか。

- (2) 審査結果の通知

審査結果について、平成24年1月下旬までに各団体に通知します。また、宗像地区事務組合公式ホームページに掲載します。

6 事業実施者の義務等

- ・事業者は、負担金交付要綱を遵守するものとします。
- ・事業者は、次に該当する場合、事業負担金の全額を返還するものとします。
 - ア. 偽りその他不正な手段により事業負担金の給付を受けたことが判明したとき
 - イ. 事業負担金をその目的以外のために使用したとき
 - ウ. 交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき
- ・事業者は、事業参加者の健康、安全及び個人情報保護等に細心の注意を払うものとし、万一事故等が発生した際は、責任をもって速やかに必要な措置を講ずることとします。また、宗像地区事務組合に状況等を連絡することとします。
- ・事業者は、万一の事故等に備え、参加者及びスタッフの事業参加に係る傷害保険加入を契約することとします。
- ・事業実施時には、宗像地区事務組合職員が事業報告用（公開対象）の写真撮影やアンケート等を実施することについて、予め参加者に了承いただくこととします。万一、事業報告等の際に写真や氏名の公表に支障がある参加者がいる場合は事前にお申し出ください。対応を協議することとします。
- ・事業者は、事業負担金交付に係る書類の提出にあたり、宗像地区事務組合の確認を受けることとします。なお、決算書類には領収証書（原則として原本）を必ず添付することとします。

7 提出先・問い合わせ先

宗像地区事務組合 総務課

〒811-3507 宗像市多禮 298 番地

電話 0940-62-0031 F A X 0940-62-1970

(別表)

筑後川流域26市町村

県名	市町村名
福岡県 (13市町村)	久留米市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
佐賀県 (8市町村)	佐賀市、鳥栖市、神埼市、川副町、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町
熊本県 (2町)	南小国町、小国町
大分県 (3市町)	日田市、九重町、玖珠町